令和2年10月施行 著作権法改正 「リーチサイト対策」等













2020年10月20日

0. はじめに

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が、第201回通常国会において、令和2年6月5日に成立し、同年6月12日に令和2年法律第48号として公布されました。

本法律による改正事項のうち、①リーチサイト対策及び写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大など著作物利用の円滑化を図るための措置については、令和2年10月1日から、②侵害コンテンツのダウンロード違法化及びアクセスコントロールに関する保護の強化など著作権の適切な保護を図るための措置については、令和3年1月1日から、③プログラム登録に関する新たな証明制度の創設については、公布から1年以内で政令で定める日から施行されることとなっています。

本資料では令和2年10月1日から施行されたものについて紹介します。

主な改正内容

- ① リーチサイト対策
- ② 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大
- ③ 行政手続に係る権利制限規定の整備(地理的表示法・種苗法関係)
- ④ 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入

※こちらの資料の詳細版をご希望の方はお気軽にご連絡ください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- 大阪法務戦略部長 :八谷 晃典(大阪本部在籍)
- · 東京法務戦略部長 : 石黒 智晴(東京本部在籍)
- TEL (大阪): 06-6351-4384 (代表)
- TEL (東京): 03-3433-5810 (代表)
- E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではあり ません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ <弊所総合ウェブサイト> :http://www.harakenzo.com
- ・ <商標専門サイト> :http://trademark.ip-kenzo.com
- ・ <意匠専門サイト> :http://design.ip-kenzo.com
- · <弊所法務戦略部 facebook>:https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment